



# 埼玉県報

第 2847 号  
平成 28 年(2016 年)  
11 月 4 日  
金曜日

## 目次

### 条例のあらまし

- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例のあらまし（教職員課）

### 条例

- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（教職員課）

### 告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（県央地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（西部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（西部地域振興センター）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 熊谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 蓮田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 狭山都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 鴻巣行田土地改良区の役員就退任届（さいたま農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 一般国道 140 号の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 埼玉県立小児医療センターカーテン賃貸借に関する落札者等の公示（小児医療センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

## 本号で公布された条例のあらまし

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（埼玉県条例第五十二号）

（教職員課）

### 一 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、市町村立学校職員給与負担法の一部が改正されたことに伴い、関係三条例を整備するための条例を制定する。

### 二 内容

市町村立学校職員給与負担法の一部改正により、指定都市の教職員が県の給与負担の対象から除かれたことに伴い、指定都市に係る規定を削除する。

### 三 施行期日

平成二十九年四月一日

## 条 例

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十八年十一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第五十二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十六条第三項を削る。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第二条 職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年埼玉県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第六項を削る。

(埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第三条 埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成十一年埼玉県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

別表第四項市町村の欄中「(さいたま市を除く。)」を削る。

### 附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県告示第千四百三十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県 N P O 情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年十一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十八年十月二十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人生活サポートわかば
- 三 代表者の氏名  
吉岡 喜代次
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県鴻巣市吹上本町四丁目八番十四号
- 五 定款に記載された目的  
（変更前）この法人は、広く住民に対し、福祉有償運送や生活サポート事業を通じ、高齢者や障害者を支援しながら地域との交流を深め、福祉の増進及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。  
（変更後）この法人は、広く住民に対し、障害福祉サービス事業及び福祉有償運送や生活サポート事業を通じ、高齢者や障害者を支援しながら地域との交流を深め、福祉の増進及び地域社会の発展に寄与することを目的とする

## 告 示

### 埼玉県告示第千四百三十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年十一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年十月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人バオバブの木

三 代表者の氏名

石戸 真理

四 主たる事務所の所在地

（変更前）埼玉県所沢市くすのき台二丁目二十一番三号

（変更後）埼玉県所沢市寿町十三番三号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害児及び障害者に対して、生活支援と就労に関する事業を行い、障害児及び障害者並びにその家族の安定した生活と社会参加の促進に寄与することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第千四百四十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年十一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年十月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人全国熟年協会

三 代表者の氏名

小暮 文雄

四 主たる事務所の所在地

埼玉県狭山市祇園十七番二十号

五 定款に記載された目的

この法人は、超高齢化社会問題の基本対応策が予防介護である事を認識し、関連催事及び中高年齢者の活動を支援する事により自立・自主的な活動を促し、健康を維持して心身を積極的に活動させ、寝たきり防止を図る事を目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第千四百四十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十八年十一月四日

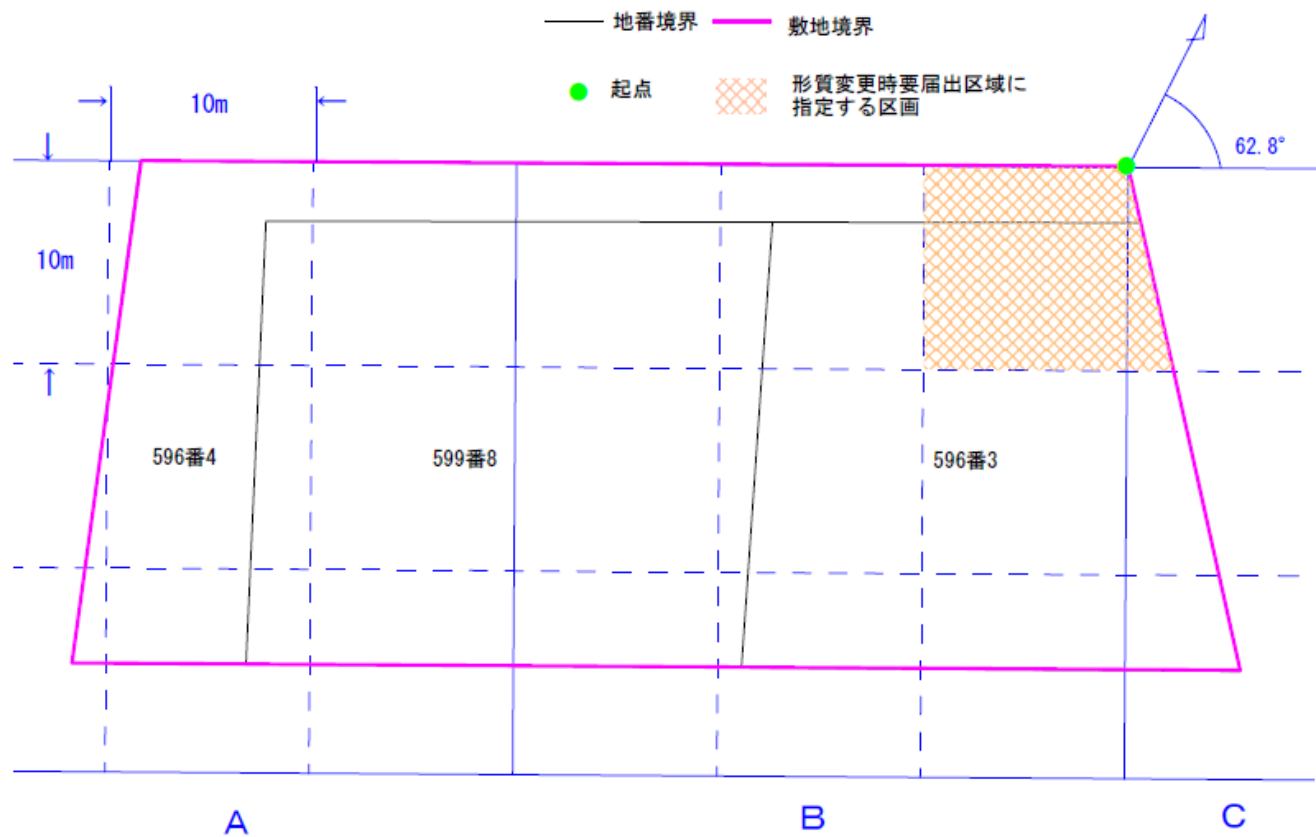
埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県狭山市広瀬台二丁目五百九十六番三の一部及び五百九十六番四の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
ほう素及びその化合物

別図



【起点】

起点は、埼玉県狭山市広瀬台二丁目 596 番 4 の最北端とする。

【格子の回転角度】

62 度 08 分



## 告示

### 埼玉県告示第千四百四十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十八年十一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県桶川市大字小針領家字堤内九百六十番二の一部、九百六十一番の一部、九百六十二番の一部、九百九十番三の一部、千三百十一番三の一部、千三百十一番四の一部、千三百十一番九の一部、千三百十一番十一の一部、千三百十一番十二の一部、千三百二十五番二の一部、千三百二十五番六の一部、千三百四十二番の一部、千三百四十五番の一部、千三百四十六番、千三百四十七番の一部、千三百四十八番の一部、千三百四十九番の一部、千三百五十番の一部、千三百五十六番二の一部、千三百七十番二の一部、千三百七十六番の一部、千三百七十七番の一部、千三百七十九番の一部、千三百八十番の一部、千三百八十一番の一部、千三百八十二番の一部、千三百八十四番の一部、千三百八十五番の一部、千三百八十六番の一部、千三百八十七番の一部、千三百八十八番の一部、千三百九十二番の一部、千三百九十三番の一部、千三百九十三番三の一部、千三百九十三番四の一部、千四百二番三の一部、千四百二番六の一部、千四百十二番の一部、千四百十三番の一部、千四百十四番の一部、千四百十四番三の一部、千四百十五番の一部、千四百十六番の一部、千四百十七番の一部、千四百十八番の一部、千四百十九番の一部、千四百二十番の一部、千四百二十五番四の一部、千四百三十三番の一部、千四百三十四番の一部、千四百三十五番の一部、千四百三十六番の一部、千四百三十七番の一部、千四百三十七番三の一部、千四百三十八番の一部、千四百三十九番の一部、千四百四十番の一部、千六百三十三番一の一部、千六百三十四番一の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則第五十八条第四項第九号に該当する区域

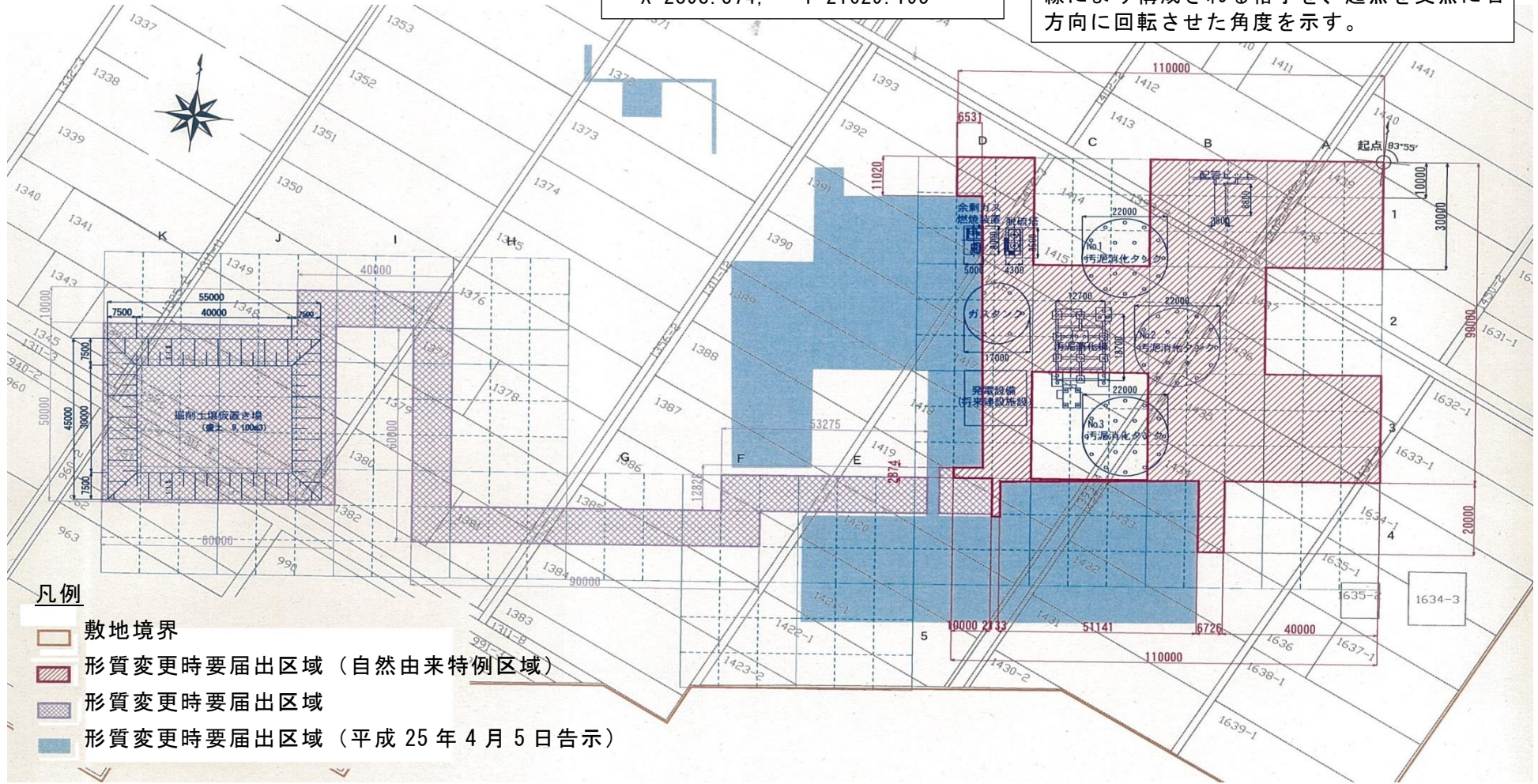
別図のとおり（埼玉県桶川市大字小針領家字堤内千三百二十五番六の一部、千三百九十二番の一部、千三百九十三番の一部、千三百九十三番三の一部、千三百

九十三番四の一部、千四百二番三の一部、千四百二番六の一部、千四百十二番の  
一部、千四百十三番の一部、千四百十四番の一部、千四百十四番三の一部、千四  
百十五番の一部、千四百十六番の一部、千四百十七番の一部、千四百十八番の一  
部、千四百十九番の一部、千四百二十五番四の一部、千四百三十三番の一部、千  
四百三十四番の一部、千四百三十五番の一部、千四百三十六番の一部、千四百三  
十七番の一部、千四百三十七番三の一部、千四百三十八番の一部、千四百三十九  
番の一部、千四百四十番の一部、千六百三十三番一の一部、千六百三十四番一の  
一部)





# 別図

起点  
 起点は、桶川市大字小針領家字堤内  
 1440番地内の座標（世界測地系）  
 $X=2898.374$ ,  $Y=21629.195$

格子の回転角度 83度55分  
 起点を通り東西方向及び南北方向に引いた  
 線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた  
 線により構成される格子を、起点を支点に右  
 方向に回転させた角度を示す。



## 凡例

-  敷地境界
-  形質変更時要届出区域（自然由来特例区域）
-  形質変更時要届出区域
-  形質変更時要届出区域（平成25年4月5日告示）

## 告 示

### 埼玉県告示第千四百四十三号

熊谷市から熊谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十八年十一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第千四百四十四号

白岡市から蓮田市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十八年十一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第千四百四十五号

狭山市から狭山都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十八年十一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告示

### 埼玉県告示第千四百四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十一月四日

埼玉県知事 上田清司

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）コーナンPRO越谷瓦曾根店

埼玉県越谷市瓦曾根二丁目八百八十五番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 循環型社会形成推進基本法を踏まえ廃棄物の発生抑制に努めるとともに、リサイクル関連法令に従い、リサイクルを積極的に推進すること。また、廃棄物については分別を徹底し、法令を遵守して適正に処理・処分すること。
- (2) 空調室外機、キュービクル等については定期的に点検・整備を行い、騒音・振動防止に努めるとともに、埼玉県生活環境保全条例第四十一条に基づき、駐車場利用者へのアイドリングストップの周知を図るため、駐車場の見やすい場所にアイドリングストップの看板を複数枚掲示すること。
- (3) 店舗の設置工事の手法によっては、騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業実施届出書の提出、または越谷市環境保全条例に基づく指定建設作業実施届出書の提出が必要となる場合があるため、事前に環境政策課との協議を行うこと。

#### 二 縦覧期間

平成二十八年十一月四日から平成二十八年十二月四日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

# 告示

## 埼玉県告示第千四百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、  
鴻巣行田土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及  
び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十八年十一月四日

埼玉県知事 上田清司

### 一 就任

| 職名 | 氏名     | 住所                 |
|----|--------|--------------------|
| 理事 | 金子克司   | 埼玉県鴻巣市広田二千三百十三番地の一 |
| 同  | 松本清同   | 行田市大字野八百五十三番地      |
| 同  | 羽鳥幸司同  | 鴻巣市屈巢三千四百十一番地      |
| 同  | 内田幸造同  | 同 広田千八百九十九番地       |
| 同  | 金子和義同  | 同 屈巢三千五百七十八番地      |
| 同  | 野本照夫同  | 同 広田二千五百五十一番地      |
| 同  | 戸塚實同   | 行田市大字埼玉四千四百十三番地一   |
| 同  | 馬場勝美同  | 鴻巣市広田二千三百八十九番地     |
| 同  | 羽鳥一郎同  | 同 同三千二百四十七番地の一     |
| 同  | 程塚秀夫同  | 同 同三千三百十二番地        |
| 同  | 島寄正實同  | 同 屈巢二千八百六十八番地      |
| 同  | 島崎一夫同  | 同 同二千八百六十六番地一      |
| 同  | 岡田明久同  | 同 広田千百九十一番地        |
| 同  | 箭内新一同  | 同 同千九百七番地          |
| 同  | 井上正同   | 同 同二千百八十四番地        |
| 同  | 井上泰伯同  | 同 同二千二百四十二番地       |
| 同  | 金子一男同  | 同 同二千二百五十二番地       |
| 同  | 須永秀夫同  | 同 屈巢二千七百五十七番地      |
| 同  | 田中久雄同  | 同 同三千五百十二番地        |
| 同  | 秋山清治同  | 同 同三千五百七十番地        |
| 同  | 島崎文男同  | 同 同三千四百五十七番地       |
| 同  | 戸塚一太郎同 | 行田市大字野七百九十六番地      |
| 同  | 木村武雄同  | 同 大字埼玉四千二百三十七番地    |
| 同  | 坂本晃同   | 鴻巣市赤城百六十八番地        |
| 監事 | 金子一夫同  | 同 屈巢二千七百四十七番地      |



二  
退任

| 職名 | 氏名    | 住所                 |
|----|-------|--------------------|
| 同  | 小山東司  | 同 広田千二百六十九番地       |
| 同  | 中山幾七  | 行田市大字埼玉四千四百七十八番地   |
| 理事 | 金子克司  | 埼玉県鴻巣市広田二千三百十三番地の一 |
| 同  | 松本清   | 行田市大字野八百五十三番地      |
| 同  | 羽鳥幸司  | 鴻巣市屈巢三千四百十一番地      |
| 同  | 内田幸造  | 同 広田千八百九十九番地       |
| 同  | 金子和義  | 同 屈巢三千五百七十八番地      |
| 同  | 野本照夫  | 同 広田二千五百五十一番地      |
| 同  | 戸塚實   | 行田市大字埼玉四千四百十三番地一   |
| 同  | 馬場勝美  | 鴻巣市広田二千三百八十九番地     |
| 同  | 羽鳥一郎  | 同 同三千二百四十七番地の一     |
| 同  | 程塚秀夫  | 同 同三千三百十二番地        |
| 同  | 島寄正實  | 同 屈巢二千八百六十八番地      |
| 同  | 島崎一夫  | 同 同二千八百六十六番地一      |
| 同  | 岡田明久  | 同 広田千百九十一番地        |
| 同  | 箭内新一  | 同 同千九百七番地          |
| 同  | 井上正   | 同 同二千百八十四番地        |
| 同  | 井上泰伯  | 同 同二千二百四十二番地       |
| 同  | 金子一男  | 同 同二千二百五十二番地       |
| 同  | 須永秀夫  | 同 屈巢二千七百五十七番地      |
| 同  | 田中久雄  | 同 同三千五百十二番地        |
| 同  | 秋山清治  | 同 同三千五百七十番地        |
| 同  | 島崎文男  | 同 同三千四百五十七番地       |
| 同  | 戸塚一太郎 | 行田市大字野七百九十六番地      |
| 同  | 木村武雄  | 同 大字埼玉四千二百三十七番地    |
| 監事 | 金子一夫  | 鴻巣市屈巢二千七百四十七番地     |
| 同  | 小山東司  | 同 広田千二百六十九番地       |
| 同  | 中山幾七  | 行田市大字埼玉四千四百七十八番地   |

## 告 示

### 埼玉県告示第千四百四十八号

平成二十八年埼玉県告示第三百十三号で公示した公共測量は、平成二十八年八月三十一日終了した旨測量計画機関である（仮称）柏原北地区土地利用検討協議会から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

## 埼玉県告示第千四百四十九号

測量計画機関である埼玉県加須農林振興センターから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十一月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

埼玉県加須農林振興センター

### 二 作業種類

公共測量（地区界測量）

### 三 作業地域

鴻巣市広田他地内及び行田市大字野他地内

### 四 作業期間

平成二十八年十二月一日から平成二十九年三月三十一日まで

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年十一月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月四日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

| 新             | 旧  | 旧<br>新<br>別      |
|---------------|--|------------------|
| 先まで           | 秩父市大滝字落合九八五番一地先<br>から同市大滝字落合九八六番一地                   | 区<br>間           |
| 九・六七〇<br>九・八六 | 九・六七〇<br>一三・六四                                       | 敷地の幅員<br>(メートル)  |
|               | 五六・八八  | 延<br>長<br>(メートル) |
| 道路の撤去である。     | 平成二十六年七月二十<br>五日付け埼玉県秩父県<br>土整備事務所長告示第<br>十一号で設置した仮設 | 備<br>考           |

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年十一月四日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

#### 一 許可番号

平成二十八年二月二十二日

指令川建セ第二七〇〇八六〇号

#### 二 検査済証番号

平成二十八年十一月一日

川建セ第二八〇〇三五号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字花見堂七百二番一の一部、七百二番三

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼六百八十四番地二

小林 町子

# 告 示

## 埼玉県病院事業告示第六十八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十一月四日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達案件名及び数量

埼玉県立小児医療センター カーテン賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県立小児医療センター 埼玉県さいたま市岩槻区馬込 2100 番地

3 落札者を決定した日

平成 28 年 8 月 26 日

4 落札者の氏名及び住所

キングランメディケア株式会社 埼玉支社

埼玉県さいたま市見沼区大和田町 1-1340

5 落札金額

38,232,000 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成 28 年 7 月 15 日



# 告 示

## 埼玉県教委告示第三十二号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十八年十一月四日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

### 一 日時

平成二十八年十一月十日 午前十時

### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

### 三 議題

当面する教育関係諸問題について